

神戸での起業希望者を対象とした起業・創業プログラム実施業務に関する仕様書

1. 事業目的

東京一極集中における神戸への人流還元を図ることを目的とし、本業務では、首都圏において神戸での起業を希望する者を募集し、起業・創業支援対象者の選定を行い、市内のスタートアップに関する各種機能を活用した起業・創業支援することで市内の新たな雇用創出に取り組む。

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 委託料（上限）

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 事業内容

1) 参加者の募集

- ①参加者の興味を引き付けるイベント名称の提案を行うこと。
- ②神戸がどのようなまちであるか、神戸市のスタートアップ支援施策等の理解を深めてもらい、本事業への参加を促すための説明会を開催すること
- ③検索エンジンでの Web 広告や SNS を活用した告知などにより参加者を募集すること。
- ④参加受付のための Web ページを作成すること。
- ⑤参加者への連絡等、調整を行うこと。

2) 支援者の選定

選考会を実施し、支援対象者を選定する。

- ①神戸市と協議のうえ、審査項目や審査基準等を設定すること。
- ②選考員候補者をリストアップすること。なお、選考員は本市との協議により決定すること。
- ③会場の設営・運営
 - ・会場の確保及び設営を行うこと。全体進行の管理や会場の音響・映像・照明スタッフへの演出指示、会場装飾、参加者・審査員への対応などを行うこと。
 - ・司会などイベント当日の運営のために必要なスタッフの手配を行い、イベントを円滑に進められるよう適宜対応すること。
 - ・参加者や審査員など、審査会関係者への連絡等、調整を行うこと。

3) 起業・創業支援

支援対象者ごとに必要な伴走支援を行い、プログラムの進捗管理を行うこと。

- ①本市の起業・創業支援に関する事業や、市内イノベーション創出施設・スタートアップ支援機関等と連携し、支援対象への支援を行う。
 - ・具体的なビジネスプランを持っている者に対しては、神戸での事業展開に必要な場の検討や市内支援者への繋ぎを行うこと。
 - ・ビジネスプランを持っていない者に対しては、ビジネスアイデアの提供やビジネス領域の選定などの支援を行うこと。

②神戸での起業・創業に必要なノウハウの提供や市内の先輩起業家との勉強会等を開催すること。

5. 業務報告

- 1) 神戸市との定例会を毎月開催し事業の進捗及び方向性について共有・協議すること。
- 2) 契約期間終了後、翌月 30 日までに以下の内容を盛り込んだ報告書を作成し、電子データで提出すること。
 - ①実施した委託事業の概要、事業の成果、課題
 - ②個別案件ごとの、本事業における進捗および今後事業を継続していくための方向性の提示や起業・創業に向けたプランの提示
 - ③その他、必要に応じて東京事務所が求める報告事項

6. その他の事項

1) 実施体制

本仕様書に記載した内容を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

2) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

3) 著作権の帰属

- ① 本事業の成果物、および所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。
- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者自身の責任で賠償責任を負うこととする。

4) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

5) 個人情報の取り扱い

受託者は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

6) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

7) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

8) 第三者の権利侵害

受託者は作成する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。